

大阪府立佐野高等学校 部活動に係る活動方針

令和4年8月17日改定

1 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動指導者は顧問を含む複数で担当し、特定の教員に過度の負担が生じないようにする。

3 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は、原則として次のとおり設定する。
 - ①週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日
 - ②週末の休養日は月当たり2日以上
 - ③学校で部活動を行わない日（定期考査期間、学校休業日等）を含め、部ごとに年間で104日以上
※対外試合等で、週内に休養日を設定することが困難な場合は、翌週の代わりとなる日を休養日として設定する。また、翌週内に代替の休養日を設定することが困難な場合であっても、年間の休養日が104日を下回らないようにする。
- (2) 1日の活動時間は、原則として、平日は2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
※対外試合等に参加するため、特に練習時間の確保が必要な場合は、事前に保護者・生徒の同意を得る。また、学校の休業日に4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、生徒の学校生活に支障のないよう配慮する。

4 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の心身の成長や自主性を損なうことがないよう考慮して指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5 その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 練習試合や大会等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。